

第3回

上尾市立中学校部活動 地域移行推進協議会

【資料1】p.1

令和7年度 事業実績

【資料2】p.3

「上尾市における部活動の地域移行に向けた
基本方針」の一部改訂

【資料3】p.4

令和8年度 事業計画（案）

【資料4】p.9

令和8年度 認定地域クラブ活動
「AGEO地域クラブ」事業計画（案）

【資料5】p.15

令和8年度 上尾市英語クラブ
「イングリッシュサロン」事業計画（案）

【参考資料】p.17

上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会条例

別冊資料①

令和7年度 事業実績報告書（令和8年2月時点）

別冊資料②

上尾市における部活動の地域展開に向けた基本方針
（改訂案）

別冊資料③

上尾市における部活動の地域展開に向けた基本方針
（改訂案）概要版リーフレット

別冊資料④

上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」
実施主体団体の認定に関する要綱

別冊資料⑤

AGEO地域クラブ「完全展開」に向けた
推進イメージ[令和8年度版]

別冊資料⑥

令和8年度「AGEO地域クラブ」事業
実施主体団体 募集要項

別冊資料⑦

令和7年度「AGEO地域クラブ」事業
地域指導者（個人）募集要項

令和8年2月16日（月）

午後2時30分から

青少年センター会議室2・3



令和7年度 事業実績

令和8年2月16日
事務局

1 令和7年度 事業実績一覧 (一部予定を含む)

月	内 容
	○本事業に係る取組 ★モデル事業の実施 ◆先進地視察・各種研修会への参加 ■調査 ・その他
令和7年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○「上尾市立中学校に係る部活動の方針」一部改訂・施行 ○アッピー部活動コーチ派遣・アッピー部活動サポーター配置開始 ○第1回アッピー部活動コーチ・サポーター研修会 開催 ○第1回部活動地域移行調整会議 開催 ○保護者宛通知「学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた取組について(お知らせ)」配布 ★スポーツ庁「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」受託決定 <ul style="list-style-type: none"> ➢AGEO地域クラブ統括コーディネーター業務を「サンワエナジークラブ」に委託 ★文化庁「文化部活動改革(部活動の地域移行に向けた実証事業)」受託決定 <ul style="list-style-type: none"> ➢上尾市英語クラブ外国人講師及びコーディネーター派遣業務を「(株)ジョイトークイーストジャパン」に委託 ・行政視察対応(山口県宇部市議会)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回部活動地域移行調整会議 開催 ○第1回部活動地域移行推進タスクフォース 開催 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』教職員用リーフレット(第1号)」発行 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』地域・保護者用リーフレット(第7号)」発行 ★第1回 AGEO地域クラブ代表者会議 開催 ★令和7年度「AGEO地域クラブ」実証事業 開始 ■部活動地域移行推進事業に関する「教職員アンケート」実施
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回部活動地域移行推進タスクフォース 開催 ○第1回上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会 開催 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』教職員用リーフレット(第2号)」発行 ○第2回アッピー部活動コーチ研修会 開催 ★AGEO地域クラブ「プロモーション・ムービー」No. 1 配信 ★令和7年度「イングリッシュサロン」事業 開始 ■「平日」の部活動地域移行に関するアンケート調査(AGEO地域クラブ登録指導者対象)実施 ■部活動の地域移行に関するアンケート調査(ABC・ABS対象)実施
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○第5回 上尾市地域クラブ活動ミーティング 開催 ○第3回部活動地域移行調整会議 開催 ○第3回部活動地域移行推進タスクフォース 開催 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』教職員用リーフレット(第3号)」発行 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』地域・保護者用リーフレット(第8号)」発行 ★第1回 AGEO地域クラブ指導者研修会 開催 <ul style="list-style-type: none"> ・行政視察対応(新潟県南魚沼市議会・青森県八戸市教育委員会) ■各部活動における運営経費に係る調査(市内中学校に在籍する部活動の顧問を担当する教員対象)
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』地域・保護者用リーフレット(9号)」発行 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』教職員用リーフレット(第4号)」発行 ○第4回部活動地域移行調整会議 開催 ○第3回アッピー部活動コーチ研修会 開催 <ul style="list-style-type: none"> ・行政視察対応(新潟県南魚沼郡湯沢町教育委員会) ◆スポーツ庁主催「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進に向けた産官学連携フォーラム」参加 ■部活動地域移行推進事業に関する「指導者に係る調査」(市内中学校教員・ABC/ABS対象)実施
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○第4回部活動地域移行推進タスクフォース 開催 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』地域・保護者用リーフレット(第10号)」発行 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』教職員用リーフレット(第5号)」発行 ★第2回 AGEO地域クラブ代表者会議 開催 ★第1回「AGEO地域クラブ×イオンモール上尾」発表&体験イベント 開催 ■部活動地域移行推進事業に関する「指導者に係る調査」(市内小学校教員対象)実施 ◆埼玉県教育委員会主催「これからの部活動を考える～地域クラブ活動シンポジウム埼玉2025～」参加
10月	<ul style="list-style-type: none"> ★イングリッシュサロン「あげおワールドフェア2025」での成果発表 ○第2回上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会 開催

	<ul style="list-style-type: none"> ○第5回部活動地域移行調整会議 開催 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』地域・保護者用リーフレット(第11号)」発行 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』教職員用リーフレット(第6号)」発行 ★AGEO地域クラブ「プロモーション・ムービー」No. 2配信
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』地域・保護者用リーフレット(第12号)」発行・行政視察対応(茨城県那珂郡東海村議会) ○「部活動地域移行推進事業」に係る説明会(校長対象)開催 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』教職員用リーフレット(第7号)」発行 ○上尾市「AGEO地域クラブ」応援プロジェクト(ガバメントクラウドファンディング)開始(～12月末) ◆埼玉県教育局南部教育事務所主催「部活動地域移行担当者会議」参加
12月	<ul style="list-style-type: none"> ◆部活動地域展開に関する4市合同(上尾・新座・朝霞・川口)担当者会議 ○第5回部活動地域移行推進タスクフォース 開催 ○第6回部活動地域移行調整会議 開催 ○第6回 上尾市地域クラブ活動ミーティング 開催 ★令和7年度「AGEO地域クラブ」実証事業 効果検証 ★令和7年度「イングリッシュサロン」効果検証 ○部活動地域移行(地域展開)推進事業に関する教職員説明用動画配信 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』教職員用リーフレット(第8号)」発行 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』地域・保護者用リーフレット(第13号)」発行 ■新たな地域クラブ活動(実施主体)創設に係る児童生徒を対象としたニーズ調査実施
令和8年1月	<ul style="list-style-type: none"> ★令和8年度「AGEO地域クラブ」実施主体団体の募集開始 ★令和8年度「AGEO地域クラブ」地域指導者(個人)の募集開始 ○第6回部活動地域移行推進タスクフォース 開催 ◆埼玉県主催「埼玉県新たな地域クラブ活動ミーティング」参加・発表 ◆埼玉県教育委員会主催「令和7年度 第2回埼玉県地域クラブ活動シンポジウム」参加 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』教職員用リーフレット(第9号)」発行 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』地域・保護者用リーフレット(第14号)」発行 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』小学生用リーフレット(第1号)」発行 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』中学生用リーフレット(第1号)」発行 ○上尾市における部活動地域移行推進事業に関する保護者説明用動画配信 ○第7回部活動地域移行調整会議 開催
令和8年1月	<ul style="list-style-type: none"> ★部活動地域展開推進に係る上尾市中学校体育連盟専門委員長等へのヒアリング実施 ★第2回 AGEO地域クラブ指導者研修会 開催 ★第1回 令和8年度「AGEO地域クラブ」指導者募集に係る事前説明会
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○令和8年度「AGEO地域クラブ」地域クラブ活動拠点 決定 ○第3回上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会 開催 ★AGEO地域クラブ「プロモーション・ムービー」No. 3配信 ★「AGEO地域クラブパートナー企業」様に対する感謝状贈呈式 ★第2回「AGEO地域クラブ×イオンモール上尾」発表&体験イベント 開催 ◆埼玉県教育委員会主催「令和7年度地域部活動推進事業に係る実証事業報告会及び研修会」参加・発表 ■AGEO地域クラブにおける指導を希望する教員の意識実態調査実施
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○第8回 上尾市地域クラブ活動ミーティング&AGEO地域クラブ保護者説明会 開催 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』教職員用リーフレット(第10号)」発行 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』地域・保護者用リーフレット(第15号)」発行 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』小学生用リーフレット(第2号)」発行 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』中学生用リーフレット(第2号)」発行 ○教育委員会定例会における「部活動地域移行推進事業の進捗状況」についての報告 ○「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針」一部改訂 (教育委員会における審議・決議を経て) ➤「地域展開」という名称に改める 等 ○「上尾市認定地域クラブ活動『AGEO地域クラブ』実施主体団体の認定に関する要綱」策定 ★令和8年度(前期)「AGEO地域クラブ」事業 参加者募集 ★スポーツ庁「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」応募(継続) ★文化庁「文化部活動改革(部活動の地域移行に向けた実証事業)」応募(継続)

2 各事業の詳細

※【別冊資料①】「令和7年度 事業実績報告書」参照

「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針」の一部改訂

令和8年2月16日
事務局

1 基本方針の改訂について

- (1) 改訂時期 令和8年3月
※上尾市教育委員会【令和8年3月定例会】にて審議・決議予定
- (2) 主な改訂内容
- ① 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめを受けて
※「地域移行」➤「地域展開」名称の変更
 - ② 令和7年度「AGEO地域クラブ」実証事業における課題を受けて
※2年間に渡る実証事業の実績との相違が出ないように調整を実施
 - ③ 「AGEO地域クラブとしての中体連主催大会等への参加」の方向性について
 - ④ 「平日の学校部活動」及び「平日の部活動改革」の方向性について
- (3) 基本方針（案）
※【別冊資料②】上尾市における部活動の地域展開に向けた基本方針（案）参照
※【別冊資料③】基本方針（案）概要版リーフレット 参照
- (4) その他 基本方針の改訂に合わせ、令和7年12月に文科省から示された「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン 別冊資料① 地域クラブ活動に関する認定制度」に基づき、「上尾市認定地域クラブ活動『AGEO地域クラブ』実施主体団体の認定に関する要綱」を策定する。 ※【別冊資料④】参照

< 補 足 >

▼「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針」においても、「認定要件」を定めていたが、本改訂に合わせ、AGEO地域クラブが、中体連主催大会等の上位大会に出場した場合を想定し、国が示す認定制度（ひな形）に即した要綱を別途策定することが重要であると判断し、本要綱を策定することとした。

※なお、「上尾市における部活動の地域展開に向けた基本方針（改訂案）」の該当箇所の記載についても、本要綱に規定する内容に正対させる。

3 今後について

- 「第3章 上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針 1 目標及び地域クラブの定義」の記載内容について
- 「本目標の実現のために・・・」では、「～**休日の**学校部活動の実施主体を～」と明記しており、令和8年度以降、「平日の部活動改革」に係る方向性が定まった時点で、再度の改訂を行う。

令和8年度 事業計画 (案)

令和8年2月16日
事務局

1 現状における主な課題と今後の解決策

課題・今後の方向性	説明
課題①	<p>▲運営費・指導者の安定的な確保 (運営費の安定的な確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 令和7年度は、「参加者の少ない種目」も無理に開設したため、運営費が不足した。(指導者の安定的な確保) ➢ 令和8年度は、種目によっては「4拠点(クラブ)」を設置することから、より多くの登録指導者を確保する必要がある。
今後の解決策➤	<p>(運営費の安定的な確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆「参加者が少ない種目」は「正規種目」としての開設は見送る。 ※「チャレンジ種目(会場提供のみ)」として開設する。 ☆「企業パートナーシップ制度」を活用した協賛企業と「ガバメントクラウドファンディング」による寄付金のさらなる獲得を目指す。 (指導者の安定的な確保) ☆令和7年度に引き続き、「実施主体団体」は公募により決定するが、1種目につき複数の団体を認定する。(1団体が無理をしない体制づくりの推進) ☆兼職兼業を希望する教員、ABC及びABS、地域指導者(個人)を、登録指導者として採用する。(指導者募集に係る説明会の開催・統括コーディネーターによる実施主体団体への紹介等)
課題②	<p>▲本事業に対する認知度の拡大 及び 地域クラブに対する理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域展開の意義や必要性、地域展開後の見通しについて、より多くの関係者(児童生徒・保護者及び地域の関係団体・教職員等)に対し、事業を周知するとともに、本事業に対する正確な認識をもっていただけるようにする必要がある。
今後の解決策➤	<ul style="list-style-type: none"> ☆児童生徒・保護者及び地域・教職員に対する各種リーフレットを発行する。 ☆ホームページ及びSNSを積極的に活用し、取組や見通しを周知する。 ☆地域ミーティングに加え、保護者説明会の開催、説明用動画及びプロモーション・ムービーの積極的な配信を実施する。 ☆校長会、中体連、関係スポーツ・文化芸術団体、PTA連合会等との連携を強化する。
課題③	<p>▲平日のみの部活動の実施 及び 平日の地域展開 並びに 地域クラブによる大会等への参画 (平日のみの部活動の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 令和8年8月1日以降の平日のみの部活動の実施方針を各校で協議し、スムーズな体制移行が果たせるようにする必要がある。 (平日の地域展開) ➢ 「休日」完全展開後の「平日の地域展開」に係る課題を明確にし、課題解決に向けた新たなスキームを立てる必要がある。 (地域クラブによる大会等への参画) ➢ 現行の部活動を中心に考えられた大会等の在り方を見直し、認定地域クラブによるスムーズな大会等への参画方法について検討する必要がある。
今後の解決策➤	<ul style="list-style-type: none"> ☆「上尾市立中学校部活動地域展開推進協議会」及び「部活動地域展開推進タスクフォース」等において、課題に対する手立てを検討する。 ☆県教育局、他市町教育委員会、関係団体(校長会・中体連)等との連携を強化し、「地域展開後のより良い大会等の在り方」について、積極的に協議する。

2 AGEO地域クラブ「完全展開」に向けた推進イメージ【令和8年度版】

※【別冊資料⑤】参照

3 令和8年度事業計画一覧

月		内 容	
		○本事業に係る取組 ★モデル事業の実施 ◆先進地視察・各種研修会への参加 ■調査	
令和8年4月		<ul style="list-style-type: none"> ○事務局担当者決定・新体制発足 ○アッピー部活動コーチ派遣・アッピー部活動サポーター配置開始 ○第1回アッピー部活動コーチ・サポーター研修会 開催 ○第1回部活動地域展開調整会議 開催 ○保護者宛通知「上尾市における部活動の地域展開に向けた基本方針について（お知らせ）」配布（市内中学校全生徒の保護者を対象） ○「上尾市における部活動の地域展開に向けた基本方針」リーフレット発行 ○「上尾市地域クラブ活動参加者支援交付金」制度の運用開始 ★スポーツ庁・文化庁補助事業受託 ★AGEO地域クラブ統括コーディネーター業務委託（運営団体の決定） ★上尾市英語クラブ外国人講師及びコーディネーター派遣業務委託 ★第1回 AGEO地域クラブ代表者会議 開催 ★第1回 AGEO地域クラブ指導者研修会 開催 ★令和7年度（前期）「AGEO地域クラブ」事業 開始 ★令和7年度「イングリッシュサロン」事業 開始 	
5月		<ul style="list-style-type: none"> ○第2回部活動地域展開調整会議 開催 ○第1回部活動地域展開推進タスクフォース 開催 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』教職員用リーフレット（第11号）」発行 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』地域・保護者用リーフレット（第16号）」発行 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』小学生用リーフレット（第3号）」発行 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』中学生用リーフレット（第3号）」発行 ★第2回 令和8年度「AGEO地域クラブ」指導者募集に係る事前説明会 	
6月		<ul style="list-style-type: none"> ○第1回上尾市立中学校部活動地域展開推進協議会 開催 ○第2回部活動地域展開推進タスクフォース 開催 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』教職員用リーフレット（第12号）」発行 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』地域・保護者用リーフレット（第17号）」発行 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』小学生用リーフレット（第4号）」発行 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』中学生用リーフレット（第4号）」発行 ○第2回アッピー部活動コーチ研修会 開催 ★令和8年度（後期）「AGEO地域クラブ」事業 参加者募集 ★第8回 上尾市地域クラブ活動ミーティング・AGEO地域クラブ保護者説明会 開催 ★AGEO地域クラブ「プロモーション・ムービー（参加者募集に係る説明動画）」配信 ★令和8年度「AGEO地域クラブ」後期指導者（地域・兼職兼業教員）の募集 	
7月		<ul style="list-style-type: none"> ○第3回部活動地域展開調整会議 開催 ○第3回部活動地域展開推進タスクフォース 開催 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』教職員用リーフレット（第13号）」発行 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』地域・保護者用リーフレット（第18号）」発行 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』小学生用リーフレット（第5号）」発行 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』中学生用リーフレット（第5号）」発行 ★第2回 AGEO地域クラブ代表者会議 開催 ★第2回 AGEO地域クラブ指導者研修会 開催 	
8月		<p>【休日の完全展開スタート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ★令和7年度（後期）「AGEO地域クラブ」事業 開始 ○「上尾市立中学校に係る部活動の方針」一部改訂・施行 ○第4回部活動地域展開調整会議 開催 ○第3回アッピー部活動コーチ研修会 開催 	
9月		<ul style="list-style-type: none"> ○第4回部活動地域展開推進タスクフォース 開催 	
10月		<ul style="list-style-type: none"> ○第5回部活動地域展開調整会議 開催 ○第2回上尾市立中学校部活動地域展開推進協議会 開催 	
11月		<ul style="list-style-type: none"> ○第5回部活動地域展開推進タスクフォース 開催 ○第6回部活動地域展開調整会議 開催 	
12月		<ul style="list-style-type: none"> ○第9回 上尾市地域クラブ活動ミーティング 開催 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』教職員用リーフレット（第14号）」発行 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』地域・保護者用リーフレット（第19号）」発行 	

	<ul style="list-style-type: none"> ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』小学生用リーフレット（第6号）」発行 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』中学生用リーフレット（第6号）」発行 ★■令和8年度「AGEO地域クラブ」事業 効果検証 ★■令和8年度「イングリッシュサロン」事業 効果検証
令和9年1月	<ul style="list-style-type: none"> ★「AGEO地域クラブ」実施主体団体の追加募集開始（令和9年度に向けて） ○第6回部活動地域展開推進タスクフォース 開催 ○第7回部活動地域展開調整会議 開催 ○上尾市における部活動地域展開推進事業に関する保護者説明用動画配信 ■令和9年度「AGEO地域クラブ」開設種目検討に係るニーズ調査
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○令和9年度「AGEO地域クラブ」地域クラブ活動拠点（案）作成 ○第3回上尾市立中学校部活動地域展開推進協議会 開催 ■令和8年度アッピー部活動サポーター配置希望調査
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』教職員用リーフレット（第15号）」発行 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』地域・保護者用リーフレット（第20号）」発行 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』小学生用リーフレット（第7号）」発行 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』中学生用リーフレット（第7号）」発行 ○教育委員会定例会における「部活動地域移行推進事業の進捗状況」についての報告 ○第10回 上尾市地域クラブ活動ミーティング 開催 ★令和9年度「AGEO地域クラブ」事業 参加者募集 ★スポーツ庁及び文化庁委託事業応募
随時	◆各種研修会・シンポジウム等への参加

4 令和8年度 主な事業内容（「AGEO地域クラブ」事業及び「イングリッシュサロン」事業を除く）

（1）検討組織等

① 令和8年度 部活動地域展開調整会議の開催

ア 所掌事務 上尾市立中学校における「休日の部活動の地域展開」の段階的な実施に向け、上尾市教育委員会事務局関係課で検討を進め、市内外の人材、団体等を有効活用した効果的な地域展開を果たすための調整・役割分担を行うとともに、上尾市立中学校部活動地域展開推進協議会に係る事務等を行う。

イ 組織

（ア）事務局は、学校教育部指導課とする。なお、包括的に本事業を推進するため、以下の3課との連携を適宜行う。

- ・教育総務部生涯学習課（地域文化芸術活動担当）
- ・教育総務部スポーツ振興課（地域スポーツ担当）
- ・学校教育部学務課（教職員の兼職兼業等担当）

（イ）なお、平日を含めた学校部活動の地域展開が完了した後、地域クラブ活動は、文化芸術活動に係るものを教育総務部生涯学習課が、スポーツに係るものをスポーツ振興課が担うこととする。

ウ 開催回数 全7回（4・5・7・8・10・11・1月）の開催を予定

② 令和8年度 上尾市立中学校部活動地域展開推進協議会の開催

➤ 令和8年3月に、本協議会設置に係る条例を「上尾市立中学校部活動地域展開推進協議会条例」を改正し、本協議会の名称を改称する。

ア 委員

※2年任期のため、昨年度からの「継続」を基本とする。委員の異動等により、継続することが困難な場合は、関係する団体等から新たな委員を推薦いただき、新委員を委嘱する

予定委員			推薦依頼団体等	役 職	氏 名
1	1号委員	学 識	大東文化大学スポーツ健康科学部	教 授	只隈 伸也 様
2	2号委員	ス ポ	上尾市スポーツ推進委員連絡協議会	会 長	萩原 康彦 様
3	2号委員	ス ポ	上尾市スポーツ少年団(母集団連絡協議会)	会 長	小林恵実子 様
4	3号委員	文 化	上尾市民吹奏楽団	バ ー ト リ ー ダ ー	齋藤 順一 様
5	3号委員	文 化	上尾市国際交流協会	理 事	金子 輝大 様
6	4号委員	学 校	上尾市中学校体育連盟	会 長	根本 和彦
7	4号委員	学 校	上尾市中学校体育連盟	副会長	熊田 大樹
8	4号委員	学 校	上尾市中学校長会	代 表	宮田 純生
9	4号委員	学 校	上尾市小・中学校教頭会	代 表	永井 基生
10	5号委員	保 護 者	上尾市PTA連合会	会 長	高山 亮平 様

イ 主な協議内容

(ア) 「AGEO地域クラブ」完全実施に向けた課題と解決策について

(イ) 平日のみの部活動の実施及び平日の地域展開 並びに 地域クラブによる大会等への参画 等

ウ 事 務 局 上尾市教育委員会事務局 (主管課：学校教育部指導課)

※関係課：教育総務部生涯学習課・スポーツ振興課・学校教育部学務課

★学校教育部長及び次長、指導課長、関係課担当者が出席する。

エ 開 催 回 数 全3回(6・9・2月)の開催を予定

③ 部活動地域展開推進タスクフォース

ア 設置趣旨 令和8年8月の「AGEO地域クラブ」完全実施 及び 平日の部活動改革に向けた多様な課題解決を図るための組織を設置する。

※主に、以下の内容について協議し、具体的かつ実効性のある手立てを構築する。

(ア) 「平日」の部活動地域展開に関すること

(イ) 「休日」と「平日」の連携に関すること

(ウ) 地域クラブによる大会等への参画に関すること

(エ) その他、本事業の推進に係り必要なこと

イ 委 員 ※検討中

ウ 事 務 局 学校教育部指導課

エ 開催回数 全6回(5・6・7・9・11・1月)の開催を予定

(2) 上尾市立中学校アッピー部活動コーチ(ABC)・上尾市立中学校アッピー部活動サポーター(ABS)の配置

① アッピー部活動コーチ(ABC)について

ア 配置予定数 22名(各校に対し、原則2名ずつを配置)

(補 足)

●配置については、各学校からの希望に基づき、配置種目を決定する。

●本事業は、国及び県の補助事業である。

イ 研 修 会 全5回(4・6・9・11・2月)の実施を予定

ウ そ の 他 令和8年7月末をもって、休日の学校部活動の実施を取り止めることから、ABCとしての8月以降の勤務は、「平日のみ」を原則とする。

※休日については、「AGEO地域クラブ」の地域指導者として活動することを原則とする。(採用時に条件として設定する)

② アッピー部活動サポーターについて

ア 配置予定数 計57名(各校に対し、1名以上を配置)

(補 足)

●配置については、各学校からの推薦に基づき、配置種目を決定する。

- イ 研修会 全2回（4・2月）の実施を予定
- ウ その他 令和8年7月末をもって、休日の学校部活動の実施を取り止めることから、ABSとしての8月以降の勤務は、「平日のみ」を原則とする。
※休日については、「AGEO地域クラブ」の地域指導者として活動することを推奨する。

（3）保護者宛通知「上尾市における部活動の地域展開に向けた基本方針について（お知らせ）」配布

- ① 配布対象 市内中学校の全保護者
- ② 配布目的 部活動の地域展開に係る今後の方針に関する保護者の理解を促進する。
- ③ 内 容 ※検討中

（4）各種リーフレットの発行

- ① 配布対象
 - ア 児童生徒用 市内中学校に在籍する全学年生徒 及び 市内小学校に在籍する第6学年児童
 - イ 教職員用 市内小・中学校に在籍する全教職員
 - ウ 地域・保護者用 市内小・中学校の全保護者 及び 地域の方々
- ② 発行目的 本市における部活動の地域展開に係る今後の方針や取組状況に関する関係者の理解を促進する。
- ③ 内 容 ※検討中
- ④ 周知方法
 - ア 児童生徒用 紙ベースでの配布、または Google Classroom を活用した電子配布
※該当児童生徒が、本リーフレットを直接手に取って確認できるようにする。
 - イ 教職員用 各学校長への連絡 ➤ 校務支援システムを通して周知
 - ウ 地域・保護者用 学校メール配信システム（さくら連絡網）を活用した電子配布
※ア及びウについては、ホームページ及びSNSを活用した周知も同時に実施する。

（5）「上尾市地域クラブ活動ミーティング」の開催

- ① 開催の趣旨 「上尾市における部活動の地域展開に向けた基本方針」に基づく本市の展開方針や取組の状況について、関係者の皆様に理解いただくとともに、参集の方々から意見を伺い、「地域の実態に応じた地域クラブ活動」について話し合う。
- ② 開催予定 第8回：令和8年6月 第9回：令和8年12月 第10回：令和9年3月
- ③ 会 場 上尾公民館 401講座室
- ④ 内 容 ※検討中
➤ 第8回については、完全展開を間近に控えていることを考慮し、「AGEO地域クラブ保護者説明会」を兼ねる形式で実施する。

（6）各種研修会・シンポジウム等への参加

- 本事業に係る研修会やシンポジウム等に、部活動地域展開調整会議委員が積極的に出席し、先進的な取組事例に関する情報収集を行い、本市における最適な地域クラブ活動実施に向けた調査研究に生かす。

（7）各種調査の実施

- 令和8年度事業の充実及び次年度以降の本事業の発展につなげるために、必要に応じて、各種調査を積極的に実施する。

（8）「上尾市立中学校に係る部活動の方針」一部改訂・施行

- 令和8年8月より、「休日の学校部活動は行わない」体制に移行するため、方針を改訂する。

令和8年度 認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」事業計画（案）

令和8年2月16日

事務局

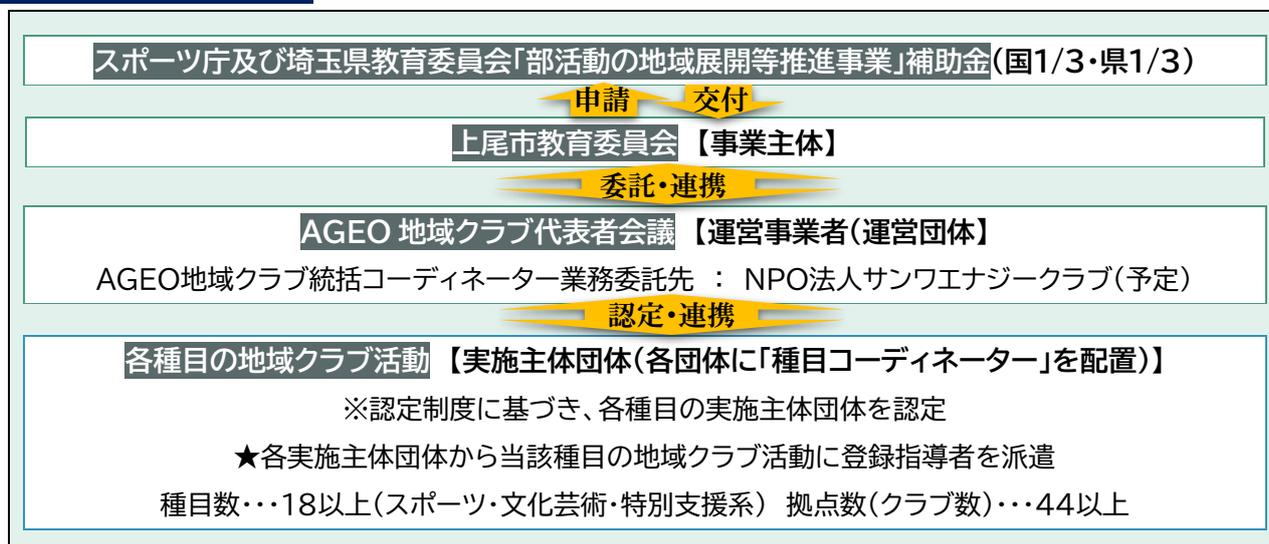
1 事業実施の趣旨

- (1) 「上尾市における部活動の地域展開に向けた基本方針」に基づき、認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」を設置し、市内在住の中学生（一部種目では小学生も）を対象とした、「多目的」「多志向」「インクルーシブ」な環境を整備し、休日の地域クラブ活動を実施する。
- (2) 令和8年8月1日以降は、AGEO地域クラブを完全展開し、市内中学校における休日の学校部活動を取り止めた際の、中学生にとっての新たなプラットフォームとして機能させる。
- (3) 必要に応じて、参加児童生徒に対するヒアリングやアンケート調査等を実施し、その結果をAGEO地域クラブ代表者会議にて精査することを通して、真に児童生徒のニーズと実態に即した魅力ある活動となるための調査研究を進める。

2 基本的な実施方針

- (1) 事業主体である上尾市教育委員会の下、AGEO地域クラブ代表者会議（AGEO地域クラブ統括コーディネーター）が、各種目の実施主体団体を統括しながら、運営を行う。
- (2) AGEO地域クラブ統括コーディネーター業務は、NPO法人サンワエナジークラブに委託（予定）する。
- (3) 事業推進に係るロードマップに基づき、令和8年度は、事業を2期に分けて実施する。
 ※前期・・・令和8年4月から7月まで ※完全展開に向けた「最終調整期」
 後期・・・令和8年8月以降 ※AGEO地域クラブの「完全展開期」
- (4) 各種目の実施主体団体は、「上尾市認定地域クラブ活動『AGEO地域クラブ』実施主体団体の認定に関する要綱」に基づき認定する。
- (5) 開設種目については、児童生徒を対象とした事前のニーズ調査を参考に決定する。但し、開設に必要な参加申込者数の下限（1種目につき15名）を下回る場合は、正規種目としての開設は行わない。（「チャレンジ種目（会場の無償貸与のみ）」として開設することは可）
- (6) 各種目の拠点数（活動場所）については、参加申込者数に合わせて、以下の拠点数を目安に開設する。
（前期） 1種目につき2拠点 **（後期）** 1種目につき4拠点
- (7) スポーツ庁「地方スポーツ振興費補助金」及び「文化芸術振興費補助金」に応募し、補助金の交付を希望する。
- (8) 「AGEO地域クラブ」事業実施に伴い、事前を含む事業の周知啓発活動を積極的に実施する。（保護者説明会の開催・指導者募集に係る説明会・各種リーフレットの発行 等）

3 基本構想イメージ



4 実施体制イメージ



5 実施規模

(1) 前期 (令和8年4月から7月まで)

No.	種目	分類	拠点数	受入生徒数の想定	指導者数 <small>正指導者・サポート指導者</small>	指定回数
1	ソフトテニス	スポーツ	2	80	4・2	6
2	バスケットボール	スポーツ	2	80	4・2	6
3	バレーボール	スポーツ	2	80	4・2	6
4	サッカー	スポーツ	2	80	4・2	6
5	軟式野球	スポーツ	2	80	4・2	6
6	ソフトボール	スポーツ	1	20	1・1	6
7	陸上競技	スポーツ	1	80	4・2	6
8	卓球	スポーツ	2	80	4・2	6
9	剣道	スポーツ	1	30	2・0	6
10	バドミントン	スポーツ	2	80	4・2	6
11	ダンス	スポーツ	1	15	2・0	6
12	ニュースポーツ	スポーツ	1	15	1・0	6
13	吹奏楽	文化芸術	2	60	4・0	6
14	合唱	文化芸術	1	15	1・0	6
15	家庭科(手芸・料理等)	文化芸術	1	15	1・0	6
16	美術	文化芸術	1	15	1・0	6
17	プログラミング	文化芸術	1	20	2・0	6
18	主に特別支援学級生徒を対象とした内容	特別支援	1	15	1・1	6
18種目以上・26拠点以上を設置				参加者860名以上を想定		

(2) 後期 (令和8年8月から令和9年3月まで)

No.	種目	分類	拠点数	受入生徒数の想定	指導者数 <small>正指導者・サポート指導者</small>	指定回数
1	ソフトテニス	スポーツ	4	160	8・4	16
2	バスケットボール	スポーツ	4	160	8・4	16
3	バレーボール	スポーツ	4	160	8・4	16
4	サッカー	スポーツ	4	160	8・4	16
5	軟式野球	スポーツ	4	160	8・4	16
6	ソフトボール	スポーツ	1	20	1・1	16
7	陸上競技	スポーツ	1	160	8・4	16
8	卓球	スポーツ	4	160	8・4	16
9	剣道	スポーツ	2	60	4・0	16
10	バドミントン	スポーツ	4	160	8・4	16
11	ダンス	スポーツ	1	30	2・0	16
12	ニュースポーツ	スポーツ	1	20	1・0	16
13	吹奏楽	文化芸術	4	120	8・0	16
14	合唱	文化芸術	1	30	2・0	16
15	家庭科(手芸・料理等)	文化芸術	1	30	2・0	16
16	美術	文化芸術	1	20	1・1	16
17	プログラミング	文化芸術	2	40	2・2	16
18	主に特別支援学級生徒を対象とした内容	特別支援	1	15	1・1	16
18種目以上・44拠点以上を設置				参加者1,665名以上を想定		

6 実施期間

- (1) 前期 令和8年4月25日(土)から令和8年7月26日(日)まで
(2) 後期 令和8年8月1日(土)から令和9年3月21日(日)まで
※原則、期間中の土・日曜日に実施する。(一部種目で祝日に実施する場合も有り)
※「小学生体験会」等を必要に応じて実施する。

7 参加対象

- 上尾市内在住の中学生のうち、参加を希望する生徒(全学年)
※一部種目については、「学年制限」や「参加条件」を設定する。
※可能な範囲で「市内小学校に在籍する児童(学年限定)」を参加対象とする。

《 参加者募集期間 》

- ※「随時募集」を基本とするが、一斉募集期間として、以下の期間を設定する。
【前期】令和8年3月15日(日)から令和8年4月10日(金)まで
【後期】令和8年6月1日(月)から令和8年7月17日(金)まで

8 参加費・年会費・その他経費

- (1) 参加費 未定
※種目ごとの設定回数を実施月で割った額を「月会費」として月初めに集金する。台風や感染症の蔓延等、やむを得ない事情や主催者等都合による中止の場合は、後日参加費の返金を行う。
- (2) 年会費 未定 ※入会時に集金する。
- (3) 補 足
- ①各費用は、税抜きの価格とし、別途消費税を徴収する。集金は、キャッシュレス決済を活用できる専用アプリ(スポスルアプリ ※令和7年度同様)を活用する。
 - ②入会時として「AGEO地域クラブオリジナルTシャツ」を支給する。
 - ③活動で使用する用具等の購入に充てるため、別途「消耗品費」等を集金する場合がある。
 - ④条件を満たせば「地域クラブ活動参加支援制度」を利用して補助を受けることができる。
※「教育扶助」または「就学援助」制度対象の家庭が対象・・・「年会費」相当額を補助
➤ 学務課取扱い(該当児童生徒の保護者が所定の様式で申請)
 - ⑤年度途中で退会をする場合は、退会を希望する月の15日までに、「スポスルアプリ」を通して、AGEO地域クラブ統括コーディネーターに申し出る。(16日以降になると、翌月分の参加費が発生する)なお、年会費の返金を行わない。

9 実施時間の原則 及び 参加者の地域クラブへの参加

- (1) 午前実施の場合 午前8時00分から正午までのうち、3時間以内
(2) 午後実施の場合 午後1時00分から午後5時00分までのうち、3時間以内
(3) 補 足
- ①(1)(2)は、「講習会(練習会)」を行う場合とする。
 - ②開始・終了時刻は、種目コーディネーターが統括コーディネーターとの相談の上、決定する。
※やむを得ない事情を除き、途中で開始・終了時刻を変更することはしない。
 - ③7・8月については、暑さを避けるため、開始時刻を変更する等の対応を行う。
 - ④他の地域クラブ等との交流を実施する場合は、移動や待機時間等を含めず、3時間の活動時間を限度とする。
- (4) 参加者のAGEO地域クラブへの参加に係る付帯事項
当該クラブとして、中体連主催大会に参加する場合は、同種目に係る活動が、土曜日及び日曜日の両日ともに実施していても、どちらか1日しか参加することはできない。
- ★複数のクラブ、また「イングリッシュサロン」(土曜日に実施)に同時に申し込むことを可能とする。

10 活動方法の原則

- (1) 「講習会（練習会）」としての実施を基本とするが、クラブごとに「月に1回以上は練習試合等（AGEO地域クラブ内の他のクラブとの交流や他自治体のクラブ等との交流）を実施する」ことを原則とする。上記交流を行うことができない場合は、クラブ内で、ゲーム形式の練習を積極的に行う。
※但し、あくまでも児童生徒の意向を考慮するものであり、「チームとしての強化」を第一に考えるものではない。（AGEO地域クラブは「強化よりも普及」を第一に考えるクラブである）
- (2) 児童生徒が練習試合等を行うために会場まで移動する際、原則として、AGEO地域クラブ指導者による引率は行わない。（「現地集合・現地解散」を原則とする）
※集合・移動に関しては、家庭の責任において行うものとする。
- (3) AGEO地域クラブとして参加できる大会等には、積極的に参加する。

10 指導者

- (1) 指導者資格の保持
 - ① AGEO地域クラブとして、各指導者資格の保持については、特段求めない。
 - ② AGEO地域クラブとして、中体連主催大会等に出場する場合に、県中体連等が定める規定がある（スタートコーチ等の指導者資格の保持を求められる）場合は、AGEO地域クラブ代表者会議が、取得に係る費用を補助する。
- (2) AGEO地域クラブ登録指導者研修の受講
 - ① AGEO地域クラブの指導者として活動に参加する場合は、AGEO地域クラブが主催する研修を必ず受講する。
 - ② 研修を受講しない場合、AGEO地域クラブの指導者として活動に参加することは、例外なく不可とする。（AGEO地域クラブ代表者会議が、受講証明書を発行する。）
 - ③ やむを得ない理由により、参集しての受講ができない場合は、AGEO地域クラブ代表者会議による「オンデマンド配信」による研修を、代わりに受講することで受講証明書を発行する。
- (3) 指導者に対する謝金
 - ① 1回当たり、5,500円を支払う。なお、費用弁償を含むものとする。
 - ② 謝金の支払いは、AGEO地域クラブ統括コーディネーターが、3か月に1回実施する。
- (4) 業務委託契約書の発行
 - ① AGEO地域クラブでの指導に当たり、AGEO地域クラブ統括コーディネーターが、業務委託契約書を発行する。
 - ② AGEO地域クラブでの指導者としての勤務形態は「有償ボランティア」とする。
- (5) 指導者の実施主体団体への所属
 - ① AGEO地域クラブでは、種目ごとに実施主体団体を認定しているため、個人の指導者が、AGEO地域クラブ代表者会議に直接的に登録することは許可しない。
 - ② 個人の地域指導者が、AGEO地域クラブでの指導を希望する場合は、AGEO地域クラブ統括コーディネーターが、関係種目の実施主体団体に仲介を行う。
- (6) 教員の兼職兼業
 - ① 市内小・中学校に勤務する教員が、AGEO地域クラブでの指導に従事することを希望した場合は、上尾市教育委員会学務課「上尾市立小・中学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の手引き」に基づき、許可の可否を判断する。
 - ② 他市町村立学校に勤務する教員が、AGEO地域クラブでの指導に従事することを希望した場合は、当該教員が所属する学校の設置者の指示に従う。

※【別冊資料⑥】令和8年度「AGEO地域クラブ」事業 実施主体団体募集要項 参照

※【別冊資料⑦】令和7年度「AGEO地域クラブ」事業 地域指導者（個人）募集要項 参照

1.1 AGEO地域クラブ「企業パートナーシップ制度（協賛制度）」の運用

- (1) 協賛枠及び協賛費
 【Aパートナー】500,000円相当以上 【Bパートナー】300,000円相当以上
 【Cパートナー】150,000円相当以上 【Dパートナー】150,000円相当未満
- (2) 宣伝方法
 ① AGEO地域クラブ公式 Instagram へのタグ掲載及びA GEO地域クラブ専用ホームページへの広告掲載を行う。
 ② A、B、Cパートナーについては、A GEO地域クラブの参加者が着用する活動用Tシャツにも企業ロゴを掲載する。
- (3) 協賛費の使用用途 主に、生徒の活動環境の整備に係る費用を補填するために使用する。(消耗品や備品等の購入) また、地域クラブ活動における指導の質を向上させるため、A GEO地域クラブの指導者を大学等が主催する「地域クラブ活動指導者サーティフィケートプログラム」に参加させるための受講費用等に使用する。
- (4) その他
 ① AGEO地域クラブ個人応援会員制度（個人からの寄付制度）」の運用
 AGEO地域クラブの運営に対し、個人からの応援（寄付）を募る。
 ● 1口・・・4,000円
 → 寄付をいただいた際には、「A GEO地域クラブ『オリジナルタオル』」を返礼品として贈呈するとともに、(希望があれば) AGEO地域クラブ専用ホームページに寄付者氏名を掲載する。
 ② 「ガバメントクラウドファンディング」の実施
 令和7年度に引き続き取り組み、運営費を補填する。いただくことができた寄付金については、生徒の活動環境の整備に係る費用を補填するために使用する。

1.2 その他

- (1) 保険について
 ① 参加者は「スposル補償（傷害保険）」に加入する。また、A GEO地域クラブとして、別途損害賠償保険に加入する。
 なお、上記保険加入等に係る諸手続きについては、全てA GEO地域クラブ統括コーディネーターが行う。また、事故等が発生した際の保障は、保険の範囲内で行うこととする。
 ≪ スposル補償（保険）概要について ≫

補償対象 (傷害補償)	・スポーツ活動中の事故 ・地震等災害による事故 ・熱中症等の特定疾病 ・団体活動往復中の事故		
災害死亡見舞金 疾病死亡見舞金	1,000万円	入院日額	4,000円
		通院日額	1,500円
後遺障害見舞金 疾病後遺症見舞金	最高1,000万円	賠償(対人)	1人1億円1事故5億円

- ② 指導者に係る保険については、A GEO地域クラブとして加入はせず、種目コーディネーターの責任の下、加入していることを前提とする。
- (2) 物品の使用について
 ① 各地域クラブ活動で使用する備品は、原則として、会場校のものを使用する。
 ② 活動に係る必要な消耗品についても、原則として、会場校のものを使用するが、部活動が所有する物は使用せず、不足する場合は、A GEO地域クラブ代表者会議が準備する。
 ③ 各種目の実施主体団体が、自前で準備することは、A GEO地域クラブ全体の運営に係る費用を、A GEO地域クラブ統括コーディネーターが適正に管理するため不可とする。
- (3) 実施要項及び参加者募集要項 **※作成中**

令和8年度 上尾市英語クラブ「イングリッシュサロン」事業計画（案）

令和8年2月16日

事務局

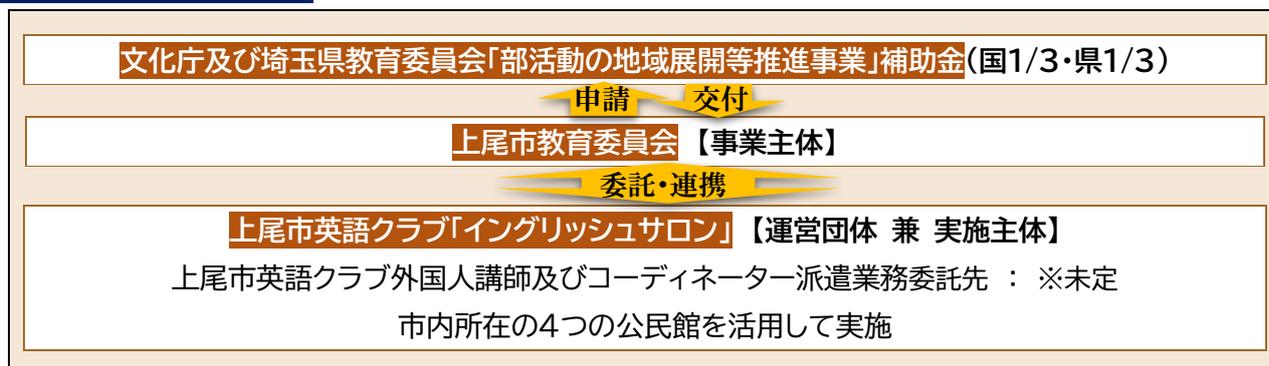
1 事業実施の趣旨

- (1) 「上尾市における部活動の地域展開に向けた基本方針」に基づき、AGEO地域クラブ代表者会議（AGEO地域クラブ統括コーディネーター）との連携しつつ、将来的な「AGEO地域クラブ」への合流を見据え、令和7年度に引き続き、認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」事業と運営条件をそろえて実施する。
- (2) 英語事業運営に長けた民間事業者に運營業務を委託し、英語クラブ及び文化芸術に係る地域クラブ運営ノウハウのさらなる蓄積を行う。
- (3) 関係機関との連携を深め、「コミュニケーションに特化した英語クラブのある地域クラブ活動」の独自性を広報するとともに、クラブとしての内容の充実、魅力の向上に努め、参加児童生徒の満足度、英語力を向上させる。

2 基本的な実施方針

- (1) ノウハウに長けた民間事業者（令和7年度：株式会社ジョイトークイーストジャパン）に業務を委託する。（上尾市英語クラブ外国人講師及びコーディネーター派遣業務の委託）
- (2) AGEO地域クラブ代表者会議（AGEO地域クラブ統括コーディネーター）と適宜連携する。
- (3) 市内所在の4つの公民館を会場（4拠点）に、希望する中学生を対象として実施する。
- (4) 文化庁「部活動の地域展開等推進事業」に参加を希望し、補助金の交付を受ける。
- (5) 関係団体（国際交流経協会 等）との連携を積極的に実施する。
- (6) 「イングリッシュサロン」事業実施に伴い、事前を含む事業の周知啓発活動を積極的に実施する。（各種リーフレットの発行・ホームページにおける周知啓発活動の実施 等）

3 基本構想イメージ



4 実施規模

各拠点20～25名程度

※4拠点の参加者の計 80～100名程度

5 実施期間

令和8年6月6日（土）から令和9年3月27日（土）まで

※原則、期間中の土曜日に実施する。

※年間実施回数は「20回」とする。（月に2回程度の実施）

※日程の詳細については未定

6 会 場

- (1) 上尾公民館（講座室 5 0 1） 【所在地】 上尾市二ツ宮 7 5 0
(2) 原市公民館（和室 1・2） 【所在地】 上尾市原市 3 4 9 9
(3) 大石公民館（講座室 1） 【所在地】 上尾市小泉 9-28-1
(4) 大谷公民館（講座室 1） 【所在地】 上尾市大谷本郷 9 4 9-1

7 参加対象

市内中学校に在籍する生徒のうち、参加を希望する生徒（全学年）
※会場ごとに参加人数の調整を行った上で、定員を超える応募があった会場については、上位学年を優先として、参加者を決定する。
※中学生を対象にした募集において、募集定員に満たない会場があった場合には、当該地区の小学 6 年生を対象とした追加募集を行う。

《 参加者募集期間 》

※「随時募集」を基本的なスタンスとするが、一斉募集期間として、以下の期間を設定する。

【募集期間】 令和 8 年 5 月上旬から下旬にかけて

8 参加費等

- (1) 参加費 未 定
※種目ごとの設定回数を実施月で割った額を「月会費」として月初めに集金する。
※台風や感染症の蔓延等、やむを得ない事情や、主催者側による活動中止の場合は、参加費の返金を行う
- (2) 保険費 未 定
※最初の参加費の集金時に合わせて徴収する。
- (3) 補 足
①集金は、キャッシュレス決済を活用できる専用アプリ（令和 7 年度：スポスルアプリ）を活用する。
②経済的な理由で費用の負担が困難な場合は、「地域クラブ活動参加支援制度」を利用して補助を受けることができる。（学務課取り扱い）

9 実施時間

午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分まで（2 時間）

10 その他

- (1) 保険について
① 生徒は「レクリエーション保険」に加入する。
② 「イングリッシュサロン」事業として、別途損害賠償保険に加入する。
③ 保険に係る諸手続きについては、全て委託業者が行う。
- (2) 実施要項及び参加者募集要項 **※作成中**

参 考

上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 4 日

上尾市長 島 山 稔

上尾市条例第 2 号

上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会条例

(設置)

第 1 条 部活動の地域移行並びに地域におけるスポーツ及び文化に係る環境の一体的な整備を推進するため、上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において「部活動の地域移行」とは、上尾市立の中学校（以下単に「学校」という。）における持続可能な部活動の実現及び教員の負担軽減を図るため、その活動の場を学校から地域に段階的に移行する取組をいう。

(所掌事務)

第 3 条 協議会は、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 学校における部活動の現状及び課題に関すること。
- (2) 部活動の地域移行の推進に係る体制の整備に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、部活動の地域移行の推進に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 4 条 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内においてスポーツの振興に関する活動を行う団体を代表する者
- (3) 市内において芸術及び文化の振興に関する活動を行う団体を代表する者
- (4) 学校の校長、教員、部活動指導員（学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 78 条の 2 の部活動指導員をいう。）その他の学

校関係者

(5) 学校に在学する生徒の保護者を代表する者

(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 協議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第8条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第27号の4の次に次の1号を加える。

(27)の5 上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会委員

別表第1の27の4の項の次に次のように加える。

27 の5	上尾市立中学校部活動地域移行推進 協議会	
	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円